



報道機関各位

九州初！

家庭から集めたプラスチック資源の リサイクル計画が国から認定されました！

北九州市は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、令和5年10月から、家庭から出るプラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括で回収する「プラスチック資源一括回収事業」を実施し、市民のご協力のもと、順調に推移しています。

この取組の一環として、このたび、市が収集したプラスチックを市内でリサイクルする計画が、九州では初めて（政令指定都市では、仙台市に続き2番目）環境大臣および経済産業大臣により認定されました。

これにより、北九州市がリサイクルの方法を決定できるようになることから、プラスチックの市内循環や市民に分かりやすいリサイクルが実現できます。

認定計画の概要

1 認定年月日 令和6年3月27日（環境省同時発表）

2 認定内容

(1) 適用開始 令和6年度（令和6年4月～）

(2) 計画の特徴（別紙参照）

① プラスチックリサイクルの見える化

これまで北九州市では、家庭から集めたプラスチックは、市内で異物を取り除くなど中間処理を行った後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し、同協会を通じてリサイクルされてきました。

今後は、市が製品プラスチックを細断し、フレーク状にした後、市内のリサイクル事業者へ売却します。売却されたフレークは別の市内リサイクル事業者によりハンガーや教室机の引き出しなど身近なプラスチック製品に再生される予定です。

② プラスチックの地消・地循環

市民が使用し、一度役目を終えたプラスチック製品が、リサイクルされて、再び市民の生活に戻る仕組みを構築することにより、プラスチックが地消・地循環（地域で循環する仕組み）する社会を目指します。

令和6年4月からのプラスチックリサイクルの流れ



製品プラスチック



プラスチック製容器包装



中間処理
(異物の除去、性質別の
分別など)



製品プラスチック

プラスチック製容器包装

